

令和7年度

水 質 検 査 計 画 書

音威子府村簡易水道事業

目 次

1. 水質検査の基本方針
2. 水道事業の概要
 - (1) 給水状況
 - (2) 水源及び施設状況
 - (3) 水質状況
3. 水質検査
 - (1) 検査地点
 - (2) 検査項目
 - (3) 臨時の水質検査
4. 水質検査計画の公表
 - (別紙 1) 令和 7 月年度水質検査項目と検査頻度
 - (別紙 2) 水道水質に関する基準項目
 - (別紙 3) 令和6年度水質検査結果

1. 水質検査の基本方針

音威子府村では、水道水が水質基準に適合し安全な水質であることを保証するため、水源・浄水場の原水及び浄水についても水質検査を適切に行います。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況(令和7年3月31日現在)

給水区域	音威子府地区及び咲来地区(一部の地域を除く)
給水区域人口	502 人
給水人口	502 人
普及率	100%
一日最大配水量	283 m ³ /日
一日平均配水量	153 m ³ /日

(2) 水源及び施設状況

水源	天塩川水系島見川
水源種別	表流水
施設能力	525 m ³
浄水方法	緩速ろ過
	前処理施設
	オゾン処理
	活性炭処理
	塩素処理

(3) 水質の状況

原水の水質は、急峻な地形と腐葉土を多く含むため、融雪期・降雨時に高濁度、高色度になりますが適切な浄水処理を行い常に水質を管理しています。

また、色度管理のためにオゾン装置を導入していますがオゾン注入率濃度を定期的に調整し安全な水を供給しています。

3. 水質検査

常に水質基準に適合した、安全で良質な水を供給するために水源から給水栓までの水道水について適切な水質検査を行っています。

(1) 検査地点

原水: 島見川上流取水地点 浄水: 浄水場蛇口と音威子府村役場給水栓

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質検査は、水道法の基本回数で実施し、水道水の安全性を保証します。また原水の検査も年 1 回行います。

耐塩素性病原生物対策を講じるため、原水についてクリプトスポリジウム及びジアルジア指標菌検査を年 1 回行います。

水質検査は毎月 1 回名寄市建設水道部上下水道室に検査委託しています。

※別紙 1 から 3 を参照願います。

(3) 臨時の水質検査

水源等で次のような水質変化があり、その変化に対応した浄水処理を行うことができず、給水栓から水質基準値を超える恐れがある場合は、直ちに取水を停止し必要に応じて水源、浄水場、給水栓等から水を採取し臨時の検査を行います。

- ①原因不明の色及び濁り、検査結果に変化が生じるなど水質が著しく悪化したとき。
- ②臭気等に著しい変化が生じるなど異常があったとき。
- ③その他必要と認められたとき。

4. 水質検査計画の公表

水質検査計画は、毎事業年度ごとに策定して公表します。

また、この計画に基づいて行った検査結果についても公表するとともに、水質の改善及び次年度の検査計画に反映します。

- ①村ホームページ
- ②役場経済課環境整備室での閲覧